

昭和 60 年 7 月 9 日
(政府・与党対外経済対策推進本部擴大副本部長会議)

5. 基準・認証、輸入プロセスに係るアクション・プログラム骨格大綱

昭和 60 年 7 月 9 日

我が国市場が閉鎖的である、不公平である、といった外国からの批判が、いわゆる基準・認証制度或いは輸入手続き等に向けられることが多い事実を踏まえて、政府は、これら制度等につき「原則自由、例外制限」等の視点から行政各部の総点検を行い、以下のとおり対応する。

1. まず、200件を超える外国等からの苦情、要望については全てチェックし、適切に対処するとともに、我が国の国際的地位に鑑み、自ら率先して市場アクセスの一層の改善を図るため、次のとおり措置する。

(1) 政府介入の縮小を図る。

- ① 適用対象品目の縮小
- ② 政府認証から自己認証への移行の推進
- ③ 規格・基準の項目の削減又は緩和

(例) ○ マニキュア、ヘアリキッド等化粧品の一部について、個々の許可ではなく、包括的な許可制を導入することにより、年間許可件数が半分程度となることを目標に減少させる。(薬事法)

○ 電気用品について安全を確保するための基準の遵守を政府がチェックしている品目(甲種)を見直し、製造業者自らの責任において基準に合致していることをチェックする品目(乙種)へ移行させる。

(電気用品取締法)

(2) 58年3月に基準・認証制度等連絡調整本部の決定が行われ、既に改善措置がとられた経緯があるが、今回はこれをさらに徹底させ、次の諸項目について新たに具体的措置をとる。

- ① 外国検査データ、外国検査機関の受け入れ
外国で行われた検査のデータを可能な限りそのまま我が国で認めることとする。
- ② 透明性の確保
規格・基準の創設、改訂のための原案作成、審議会等での検討に際して、外国人等の意見を反映させる措置を一層進める。
- ③ 国際基準への整合化
国際基準が我が国の基準と異なる場合にはこれに合わせる。国際基準がない場合には、我が国の基準が少なくとも諸外国と較べ厳しくならないよう措置する。
- ④ 認証手続きの簡素化、迅速化
事務処理に期限を設定する等、極力簡素化、迅速化する。
- ⑤ 輸入手続きの簡素化、迅速化
届出手続きを不要とする範囲の拡大、税関窓口への委任の拡大等によって輸入手

手続きを簡素、迅速なものとする。

(例) ○ 医薬品について、検査試験項目のうち、日本人と外国人との間で差のする比較臨床試験、投与量の設定試験及び吸排試験の3項目を除き、外国の臨床試験データを受け入れ、医薬品の有効性、安全性の審査を行う。(薬事法)

○ 食品等の JAS規格の作成に当たる調査会の専門委員に、必要に応じて海外の食品の品質、規格等に精通した外国関係者を任命する。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)

○ 全ての電気用品について今後3年間で国際電気標準会議(IEC)規格(国際規格)を電気用品の安全を確保する基準として導入する。

(電気用品取締法)

○ 一型式当たり年間500台以下の少数輸入の自動車に限って認めている簡易な認証制度である少数台数取扱制度の適用範囲を1,000台まで拡大する。(道路運送車両法)

○ ウイスキー、ブランデー、金属製食器等を継続的に輸入する場合、2回目以降の輸入については、一定期間(1年~3年)内は、輸入届を不要とする。(食品衛生法)

○ 医薬品、医療用具を輸入する場合には、厚生大臣の承認・許可書を税関窓口に提示するだけで輸入できることとする。(薬事法)

○ 動植物検疫について、輸入解禁手続きの迅速化(ニュージーランド産サクランボ、西独産ハム、ソーセージ等)、検疫方法の改善(オランダ産切花)、検疫技術協力の推進(フィリピン産マンゴー等)を行う。(植物防疫法、家畜伝染病予防法)

2. 上記の措置の他、

(1) 新規の制度創設等は、極力抑制し、必要最小限にとどめる。

(2) 告示、通達等のみで根拠を有する制度は、廃止の方向で見直す。

(3) 「原則自由・例外制限」を徹底するため、自己認証制については、今回措置することとする分野以外の分野についても、引き続きその導入と拡充に努める。

3. 上記の改善措置については、適切なフォローアップ等を行い実効あるものとする体制を整える。そのため、各省庁においては、責任体制を確立して、その実施状況について随時査察を行い、要すれば行政監察を実施する。

政府調達に係るアクション・プログラム骨格大綱

昭和60年7月9日

我が国の政府調達について、外国供給者等がより容易に市場参入できるよう契約手続の抜本的改善を行うとともに外国製品調達の拡大を図る。

1. 契約手続の抜本的改善

(随意契約の抜本的見直し)

① 再度入札の繰返し、入札条件の見直し、部内審査体制の強化等により、随意契約を縮減する。

② 透明性確保のため随意契約に関する情報を個別に閲覧等により公表する。

(競争契約上の運用の改善)

① 応札期間(現行30日以上を40日以上とする)、納期を延長する。

② 透明性確保のため落札情報を個別に閲覧等により公表する。

(資格審査手続の改善)

① 原則として各省庁等毎に、審査基準・格付を統一化する。

② 各省庁等内における資格審査手続を抜本的に簡素・効率化する。

2. 外国製品調達の拡大

(1) 政府は、その姿勢を示す意味から可能な限り率先して外国製品調達拡大に努力する。

(2) 外国供給者等に対する一元的な情報の提供、相談受付窓口の設置等を行う。

3. 今後の具体的スケジュール等

1及び2の着実な実行を確保するため、各省庁等においてアクション・プログラム実行の具体的スケジュールを早期に明らかにする。

また、毎年フォロー・アップを行い、3年目には、レビューを行う。

4. 指導・協力要請

アクション・プログラムの趣旨を踏まえ広く政府関係機関一般への指導及び地方公共団体への協力要請を行い、その結果の把握を行う。

(備考)

ガット政府調達協定の対象となる大規模な調達を対象とする。なお、小規模な調達についても、外国供給者等に対し、アクセス改善の観点から便宜の拡大を図る。

更に、アクション・プログラムの適用の範囲の問題等について引続き検討を進める。

緊急輸入対策の大要について

昭和60年7月9日

政府としては、輸入拡大の観点から市場アクセス改善のためのアクション・プログラム策定につき全省庁を挙げて鋭意努力しているところであるが、最近の国際収支動向をも踏まえ、この努力と併せて官民挙げて目に見える形での輸入の即効的拡大努力を図ることも重要であると考えているところである。

この観点から、政府としては既に我が国の主要企業60社に対し、その輸入拡大につき協力要請を行い、これら企業においてはこの要請を受けて輸入拡大に取り組んでいるところである。

政府としては、民間企業の輸入拡大努力を支援するため、日本輸出入銀行の製品輸入金融に外貨貸しを導入するとともに、貸付金利の一層の引下げを図る等拡充措置を講ずるほか、政府自らも外国製品の調達につき努力するものとする。

6. 関税に関するアクション・プログラムの骨格 (別紙省略)

昭和60年6月25日

政府・与党対外経済対策推進本部

我が国としては、累次の対外経済対策等により関税の引下げ・撤廃、特惠関税制度の改善等を実施してきたところであるが、今般自由貿易体制の維持・強化、新ラウンドの早期開始、開発途上国への協力、製品輸入の促進等を図るため、以下のとおり、関税に関するアクション・プログラムの骨格を決定し、所要の手続を進める。

I. 新ラウンドの推進

1. 工業製品

(1) 工業製品の関税交渉目標の提示

新ラウンド交渉を通じ、世界各国の関税譲許の範囲と内容とを拡充し、ガット体制の強化を実現するため、我が国は、工業製品の関税を先進各国とともに零にまで引き下げる用意のある旨明らかにし、来たる新ラウンドにおいて積極的に関税交渉を推進する。

かかる観点から、低関税品目の関税撤廃やその他幅広い品目の大幅な関税引下げ・撤廃等をも強力に推進する。

(2) 関税の撤廃等

- ① 上記の目標に至る第一歩として、新ラウンド以前においてハイテク製品の貿易拡大を通じ、世界経済の再活性化を緊急に図るため、別紙1のハイテク製品の関税撤廃を目指し、関係国との交渉を推進する。
- ② 昭和62年4月1日を目途に、譲許税率2%以下の低関税品目(譲許税目32程度)について、一方的な関税撤廃を実施する。
- ③ 開発途上国等関心国からのタリフ・エスカレーション是正の要請を踏まえ、タリフ・エスカレーションの実態の検討を進め、昭和61年前半を目途にタリフ・エスカレーション改善の中長期展望を提示する。

2. 農水産品

新ラウンドにおいて、農業の特殊性を考慮し、タリフ・エスカレーション是正等を助案しつつ関税交渉を推進する。

Ⅱ. 関税の撤廃・引下げ

最近における国際経済情勢にかんがみ、昭和61年のできるだけ早い時期（一部の品目については昭和62年4月1日）から、税目数で1,800を超える品目（特惠供与品目を含む。）について関税の撤廃又は関税率の引下げを行うこととし、所要の手続を進める。

1. 別紙2の品目について、関税の撤廃又は関税率の引下げを行う。

2. その他の品目については、別紙3のとおり関税率を原則として20%引き下げるものとする。なお、本措置の実施後輸入が急増する等の事情により、国内産業に相当な損害を生ずる場合には、当該品目につき本措置の適用を停止することができるものとする。

Ⅲ. 特惠関税制度の改善

1. 鉱工業品

(1) 自主的な改善

昭和61年のできるだけ早い時期に、上記Ⅱ. 2の措置の実施に伴うSP品目の特惠税率の引下げ等所要の改善を行う。

また、昭和62年4月実施を目指して、特惠メリットの受益国間の均てん化を考慮しつつ、我が国は、シーリング制度の改善及び枠の拡大を図るとともに他国に先駆け、自主的に我が国提唱に係る(2)の国際原則に基づく特惠関税制度の抜本的な改善を図る。

(2) 国際原則の提唱

開発途上国の工業化努力、輸出努力を積極的に支援するため、国際統一商品分類(H. S.)移行時を目標とし、先進各国が協調して、特惠関税制度の抜本的な改善を推進するため、次の3項目からなる国際原則を提案する。

- ① 特惠例外の凍結・削減
- ② 特惠税率の原則無税
- ③ 後発途上国への配慮

2. 農水産品

開発途上国の輸出努力を支援するため、新ラウンドにおける交渉との関連を念頭において、特惠対象品目の拡大、特惠税率の引下げ等特惠関税制度の改善に努める。

また、上記Ⅱ. 2の措置の実施に伴い、特惠税率について、所要の引下げ調整を行う。

7. 市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの策定要領

昭和60年4月19日

政府・与党対外経済対策推進本部決定

市場アクセス改善のためのアクション・プログラム（以下「アクション・プログラム」という。）は、次の要領により策定するものとする。

1. 基本原則

アクション・プログラムの策定に当たっては、国際化の意義を十分認識し、「原則自由、例外制限」という基本的視点に立って対応する。

この場合、例外として取り扱われる制限分野に属させるものは、国家の安全、環境保全や国民生活の維持・安全に関わるもの、その他国際的にも十分説明しうるものに限る。また、制限の内容も必要最小限のものに限定する。

2. アクション・プログラムの対象期間

アクション・プログラムの対象期間は、原則として3年以内とする。

なお、自由化には時間がかかる分野や国内調整に困難性があるものについては、国際社会において十分納得されうる明確な理由を示すとともに、これらについても段階的に実施を図る。

3. アクション・プログラムの性格

アクション・プログラムは以下の性格を有するものとする。

- (1) 諸外国の要請に基づき受動的に策定するものではなく、自由貿易主義の維持のために、我が国が積極的な役割を果たしうる内容を有しているものであること。（自主性・積極性）
- (2) 国際経済の現状から考えて、諸外国に十分受容される内容を有しているものであること。（国際性）
- (3) 達成に至るまでの具体的手順等について明らかにしうるものであること。（実効性・透明性）

この場合、アクション・プログラムの策定に当たっては、各分野における問題点を整理、検討し、各分野ごとに目標の設定を行う。その際要すれば所要の対応措置を早急に検討の上実施する。

4. アクション・プログラムの内容

アクション・プログラムの内容は以下の項目を含むものとする。

(1) 関税

ア. 並工業品の関税

半導体にみられるごとく先進工業国に対し、二国間で関税の撤廃ないし大幅な引下げについての合意を得るよう最大限の交渉努力を行い、その成果を他国に均てんさせ

る。

なお、新ラウンドについては工業製品の関税率を先進各国とともに等々まで引き下げる用意のある旨を明らかにする。

イ. 農林水産品関税の見直し

ウ. タリフエスカレーションの見直し

エ. シーリング枠・カバレッジの拡大等特惠制度の改善

なお、一定条件の下に暫定税率を施行しうるような授權法についても検討する。

(2) 輸入制限

国際的な動向を踏まえた輸入制限の見直し

(3) 基準認証・輸入プロセス

ア. 簡素・透明の原則に基づく合理化及び国際水準との整合性の確保並びに行政の裁量範囲の縮小

イ. 通関前手続きの簡素化、迅速化等

(4) 政府調達

ア. 随意契約制度の抜本的見直し等契約手続きの改善

イ. 外国製品調達の拡大

(5) 金融・資本市場

円ドル委員会報告の着実な実行、特に金融・資本市場の自由化促進

(6) サービス

外国人弁護士による顧問活動の自由化等サービスの一層の自由化

以上を通じ、開発途上国の経済発展の促進に役立つ対策につき特に配慮することとする。

また、アクション・プログラムの策定に当たっては、他の諸計画の見直しを含めそれらの整合性が図られるよう留意する。

5. アクション・プログラムの策定の手順

(1) 関係各省庁は、本要領に基づき、事務次官を長とするアクション・プログラム策定委員会を設け、4月中に関係分野のアクション・プログラム策定作業に着手する。

なお、可能なものについては、アクション・プログラムの決定以前においても順次実施する。

(2) 政府・与党対外経済対策推進本部は、

ア. 5月中及び6月中に、それぞれ、関係省庁からアクション・プログラムの策定状況につき中間的な報告を聴取する。

イ. 7月中に、アクション・プログラムの骨格を取りまとめる。

ウ. その後、アクション・プログラムを早期に決定し、速やかな実施を推進する。

6. アクション・プログラム策定における透明性の確保

アクション・プログラムの策定に関し、政府・与党対外経済対策推進本部及び関係各省庁は、対外経済問題諮問委員会の委員等内外有識者の意見を適宜聴取する。

(参 考)

各省庁のアクション・プログラム策定体制等について。

昭和60年5月16日

政府・与党対外経済対策推進本部
実行幹事会

1. 先般4月19日に、政府・与党対外経済対策推進本部において決定した「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの策定要領」に基づき、関係各省庁では別紙のとおり事務次官を長とするアクション・プログラム策定のための体制を整備し、策定作業を進めているところである。
2. アクション・プログラムの策定に当たっての基本姿勢は以下のとおりである。
 - (1) 「原則自由、例外制限」という基本的視点に立ち、「例外」の内容も必要最少限のものに限定するとともに、政府の介入をできるだけ少なくし、「消費者の選択と責任にゆだねる」との方針の下に策定する。
 - (2) アクション・プログラムの策定に当たっては、「策定要領」に例示された分野・項目のみに限定せず幅広く検討するとともに、ニューラウンドをリードしている我が国の立場にふさわしい内容を有するものとするよう積極的に取り組む。
 - (3) 開発途上国の経済発展の促進に役立つ対策につき特に配慮する。
3. 現在、各省庁で鋭意検討されている主要な内容は以下のとおりである。
 - (1) 関税
 - i 4月9日に決定した「対外経済対策」に基づき、6月中に個別品目の関税引下げに係る決定を行う。
 - ii ア. 鉱工業品の関税について先進工業国に対し、二国間で関税の撤廃ないし大幅な引下げについての合意を得るよう最大限の交渉努力を行い、その成果を他国に均てんさせる。なお、新ラウンドについては工業製品の関税率を先進各国とともに零にまで引下げる用意のある旨を明らかにする。
 - イ. 農林水産品関税の見直しを行う。
 - ウ. タリフエスカレーションの見直しを行う。
 - エ. シーリング枠・カバレッジの拡大等特恵制度の改善を図る。なお、一定条件の下に暫定税率を施行しうるような授權法についても検討する。
 - (2) 輸入制限
国際的な動向を踏まえた輸入制限の見直しを行う。
 - (3) 基準認証・輸入プロセス
昭和58年3月26日の基準認証制度等連絡調整本部決定及びそれ以後の進展につ

き、その実施状況をレビューする。国内諸制度を自由で開放的な国際経済システムの中で主導的な役割を果たしていかなければならない我が国にふさわしいものとするよう、簡素・透明の原則に基づく合理化及び国際水準との整合性の確保に努めるとともに行政の裁量範囲の縮小を図るとの観点から通関前手続を含め基準認証制度等を重点とし、改善を図る。

(4) 政府調達

政府は率先して製品輸入増加を実現するため随意契約制度の抜本的見直しを行う等契約手続きの改善を図るとともに外国製品調達を拡大する。

(5) 金融・資本市場

円ドル委員会報告の着実な実行、特に金融・資本市場の自由化の促進を図る。

(6) サービス

外国人弁護士による顧問活動の自由化等サービスの一層の自由化を図る。

(7) その他

市場アクセスの一層の改善及び輸入の促進のため、上記(1)～(6)以外の諸問題についても幅広く検討を行う。

4. 今後の予定としては、6月に関催されることとなっている本推進本部の会合において、関係各省庁はそれぞれ具体的進展を含んだアクション・プログラム策定の進捗状況の報告ができるよう格段の努力を行う。

(別 紙)

各省庁におけるアクション・プログラム策定のための組織の設置状況

省 庁 名	名 称	設置年月日	担 当 部 局
総 理 府	アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 25	内閣総理大臣官房総務課
警 察 庁	市場アクセス改善のためのアクション・プログラム策定委員会	60. 4. 24	長官官房企画課
総 務 庁	総務庁・市場アクセス改善のためのアクション・プログラム策定委員会	60. 4. 22	行政監察局調整課
北海道開発庁	北海道開発庁アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 19	総務課
防 衛 庁	防衛庁市場アクセス改善のためのアクション・プログラム策定委員会	60. 4. 23	装備局管理課
経 済 企 画 庁	経済企画庁アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 22	調整局調整課
科 学 技 術 庁	アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 19	長官官房総務課
環 境 庁	環境庁アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 23	長官官房総務課
沖 縄 開 発 庁	アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 23	総務局総務課
国 土 庁	国土庁アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 24	長官官房総務課
法 務 省	アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 19	大臣官房秘書課
外 務 省	外務省アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 19	経済局総務参事官室
大 蔵 省	大蔵省アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 19	大臣官房調査企画課
文 部 省	文部省市場アクセス改善アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 22	大臣官房総務課
厚 生 省	厚生省対外経済問題対策委員会	60. 1. 11 (60. 4. 19改組)	大臣官房政策課
農 林 水 産 省	アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 22	経済局国際部国際経済課
通 商 産 業 省	アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 19	通商政策局総務課
運 輸 省	アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 22	国際運輸・観光局政策課
郵 政 省	アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 19	大臣官房企画課
労 働 省	市場アクセス改善のためのアクション・プログラム策定委員会	60. 4. 23	大臣官房政策調査部総合政策課
建 設 省	建設省アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 24	大臣官房政策課
自 治 省	自治省アクション・プログラム策定委員会	60. 4. 22	大臣官房企画室

(注) 総理府には、総理府本府、公正取引委員会、公害等調整委員会及び宮内庁が含まれる。